

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立別所小学校  
校長名 川 村 守 公印

## 令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

### 記

## 1 教育目標

### (1) 学校の教育目標

「～自己実現に向けて～チャレンジを大切に作る学校」を掲げ、地域とともに子どもたちの心にふるさと意識を醸成する。また、子どもたちが夢や目標をもち、自己実現に向けて自分の可能性に果敢に挑戦していけるウェルビーイングな学び舎をめざす。将来を担う人材として知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもを育成するために、次の目標と具体的な子ども像を定める。

- ◎ 心をみがきます (徳) (勇気と思いやりのある子ども) [重点目標]
- 自分をのびします (知) (自分から進んで学ぶ子ども)
- 元気にすごします (体) (体をきたえる子ども)

### (2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

#### ○ア 豊かな心の育成

人権尊重の理念のもと、児童が自己実現に向けて、自らを律しつつ、自己を確立し、他人を思いやり、共に協調する中で、自己理解・他者理解を深め、豊かな人間性や社会性を育む。

#### イ 確かな学力の育成

知識及び技能の確実な習得と活用する力を高めるとともに、問題解決的な学習を通して、思考力、判断力、表現力等の育成を図る。また、自ら学びに向かう力、人間性等を涵養し、確かな学力を育成する。

#### ウ 健やかな体の育成

自分の身体や心の状態への関心を高めるとともに、健康・運動への意欲や安全に生活する能力を身に付けられるようにする。そして、生涯にわたって健康保持・増進に努め、前向きに生きる姿勢を醸成する。

#### エ 不登校児童への支援

不登校総合対策「つながるプラン」に基づき、すべての子どもたちが社会で生きていく力を身に付けられるよう、児童が安心して豊かに生活できる学校づくりをめざす。また、一人ひとりの支援ニーズを組織的かつ継続的に把握し、関係諸機関と連携することで、個別の支援体制を整える。

#### オ いじめ防止等の取組

「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」「八王子市教育委員会いじめ総合対策」を踏まえ、いじめの早期発見・早期対応のための取組を組織的に強化するとともに、いじめ未然防止に向けた児童の相手意識や自尊感情の向上を意図的・計画的にすすめる。また、学校・家庭・地域や関係諸機関との連携を密にし、児童が安全・安心に学校生活を送り、将来の夢や希望に向かって自分の力を発揮できるような対応を行う。

#### カ 特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、児童一人ひとりの特性に応じた支援や教育的ニーズを把握し、児童のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

#### キ 小中一貫教育のさらなる充実 【別所中学校グループ(別所小、秋葉台小)】

別所中学校グループとして「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」を『変化の激しい社会の課題解決に向けて主体的・創造的に立ち向かう児童・生徒』と設定し、地域資源を学習対象とした問題解決的な学習を展開し、『地域とともに学ぶ教育』をさらに推進する。義務教育修了までに、別所地域の特長を知り、地域の課題と向き合う力を養う。

## 2 指導の重点

### (1) 各教科等

#### ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 各教科のねらいや各教科の見方・考え方を明確にし、教材や発問の精選、見通しを意識した授業を展開することで、自らすすんで学習し、学ぶ喜びを感じながら自分を高められる児童を育成する。
- ② 児童が「疑問を持ち、しっかり調べ、じっくり考え、わかりやすく伝える」問題解決的な学習に取り組む中で、主体的・対話的で深い学びを実現するため、校内研究や校内OJTを充実させ、教師の授業力向上を図る。
- ③ 習熟度別の学習形態の工夫、朝学習や補習の実施、ドリル型学習コンテンツ・学習支援ツールや教科書の二次元コードの活用をすることで、児童の知識及び技能の定着を図る。
- ④ GIGAスクール構想第2期のさらなる充実を図るため、1人1台の学習用端末を日常的に活用し、自他の考えの交流を通して、協働的な学びを実践する。デジタルとアナログのよさを活かし、児童が学び方を主体的に選択できる環境を整えるとともに、興味・関心や能力・特性に応じた指導を行う。また、情報主任を中心とした計画的な校内研修を通してICT活用指導力を高め、児童の多様な学びを支える。
- ⑤ 八王子市学力定着度調査等の結果を経年で把握し、各学年のつまずきの傾向を踏まえ、授業改善をしたり、児童一人ひとりに適した補習等を行ったりなど、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。
- ⑥ 教師の専門性や経験、強みを活かした単元ごとの教科担任制を実施し、中学校教育への円滑な接続につなげる。また、複数の教員で児童を見取ることで、多面的・多角的な児童理解の促進につなげる。
- ⑦ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、走力や跳躍力の向上を図る取組を体育科の授業や体育集会で進め、体力向上と生涯スポーツの素地を養う。また、本校学区域や本市に拠点を置くスポーツ団体との交流を通して、スポーツへの関心を高めたり、専門性の高い指導に触れたりする機会を設定し、将来にわたってさまざまなスポーツに親しむ態度の育成につなげる。
- ⑧ 外国語科及び外国語活動では、日常生活の中で「聴く・話す」を中心に外国語指導助手(ALT)と連携し、外国語に慣れ親しませるとともに言語や文化について体験的に理解を深める。

#### イ 総合的な学習の時間

- ① 教科等の横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を身に付けられるようにする。そして、社会参画の意識や郷土愛の向上を図り、自己の生き方を考えながら、一人ひとりの生きる力を育成する。
- ② 日本遺産構成文化財（八王子）をはじめ、地域（八王子・別所）の素材を教材化し、系統的に郷土学習を実施する。その過程で、見学・現地調査や地域人材を招聘した授業など、体験活動を実施することを通して、児童が地域の歴史や文化を理解し、郷土を愛する心や主体的に課題を解決する力を育成する。

#### ウ 特別活動

- ① 集会活動や縦割り班活動等での異学年交流を通してあたたかな人間関係を築けるよう、相手意識を高められるような場面を意図的・計画的に設定することで、リーダーシップとメンバーシップを相互に育成し、一人ひとりの自己実現を促す。
- ② 自治的な集団活動をめざし、学級や学校における生活上の諸問題の解決や学級の組織づくり等、学級会の「話し合い活動」が「学び合い活動」になるよう十分に経験を積むことで、合意形成を図り意思決定できる取組の充実を図る。

### (2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ① 内容項目にある「希望と勇気、努力と強い意志」「親切、思いやり」「よりよい学校生活、集団生活の充実」を指導の重点において取り組む。また、全体計画及び別葉を活用しながら、「考え、議論する道徳」の充実をめざした一貫性のある指導方法で、学級の実態に合わせた授業実践を行う。さらに、情報社会における適切な判断や責任ある行動を育む情報モラルの指導を関連づけ、道徳的価値の理解を広げる。
- ② 児童の発達段階に応じた指導を行い、道徳的価値を補充・深化・統合していくことにより、児童の内面に根ざした道徳性の育成を図る。また、「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成を図るため、保護者・地域と連携した道徳授業地区公開講座を実施する。

### (3) キャリア教育

- ① 「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、学期や行事ごとに目標を明確にした振り返りの充実を図ることにより、多面的・多角的に自己理解を深める。また、長池公園にかかわる多様な人材をゲストティーチャーとして招いた学習や、地域の歴史や自然に触れる活動を通して、地域社会の仕組みや役割への理解を深める。このような学びを積み重ねることで、社会の一員としての自覚を高め、義務教育9年間を見通した体系的・系統的なキャリア教育を推進し、自己実現に向かって取り組む力の基盤を育成する。
- ② 自分の可能性に勇気をもってチャレンジし、失敗を前向きにとらえる体験を重ねて自己肯定感と心のレジリエンスを育む。その力を地域の文化や産業、人材との関わりに活かし、社会に参画する喜びや役立つ体験を積み上げながら、なりたい自分に近づけたという実感を育て、自己実現へとつなげる。

## (4) 特別支援教育

- ① 特別支援教育コーディネーターを中心に、一人ひとり児童に応じた合理的配慮や障害の特性に応じた指導方法について校内研修を実施する。また巡回指導教員による特別支援理解教育を行うとともに、学校生活支援シートや個別指導計画をもとに1人1台学習用端末を活用した指導の工夫を進め、インクルーシブな教育を推進する。
- ② 都立多摩桜の丘学園の副籍児童や特別支援学級、通常の学級相互の児童間で日常の交流や行事への参加等を通して児童理解を推進し、活動の工夫や情報提示の改善などユニバーサルデザインの視点を取り入れ、共生の心を養う。

## (5) 生活指導

## ア 生活指導

- ① 校内の集団生活において「挨拶・廊下歩行・靴そろえ」を全校で一斉に実施し、自己管理能力の向上をめざす。また「持続可能な別所小学校にするための13の目標」(SBGs)の取組を通して、自立心を高め、健全な生活態度の育成をめざす。校内生活のきまりについては、児童の実態に応じて改善を図る。
- ② 安全教育プログラムに基づき、セーフティ教室等を通して、生活・交通・災害の安全に主体的に取り組む児童を育てる。また、「八王子市教育委員会『生命(いのち)の安全教育』」を基に、児童が性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための指導を行う。

## イ いじめ防止の取組

- ① 週1回の学校いじめ対策委員会で早期発見・対応について協議を行い、いじめの未然防止といじめが起きにくい環境づくりを推進する。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、年3回のアンケート活用や月1回の保護者相談日を通じた連携強化に取り組み、組織的に対応する。
- ② 全学級でいじめ防止に関する授業(学期に1回)とSOSの出し方に関する授業を実施し、教員が信頼できる大人となり児童が安心して相談できる環境を整える。また、小中一貫教育の取組「はちおうじっ子サミット」を通して、いじめ未然防止に関する話合いや児童会を中心とした、いじめ防止活動の取組を行い、人権を尊重し、いじめを許さない人間関係を構築できる児童を育成する。
- ③ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組として、児童の発達段階に応じて「生命の尊さ」についての学習を各教科等で行うとともに、全校朝会で講話を行う。また、年度初めの保護者会においていじめに関する共通認識を図り、学校便りや学校ホームページを通して保護者や地域にも取組の様子を随時発信する。

## ウ 不登校児童への支援等

登校支援コーディネーターを中心に、個票システムを用いて児童の実態を的確に把握する。また、スクールソーシャルワーカー等の関係諸機関と密に連携するとともに、1人1台学習用端末を活用した多様な学びを保障し、児童の社会的自立を支援する。また、児童および保護者の願いを尊重し、給食センターをはじめとする外部機関とも柔軟に連携しながら、組織対応を推進する。

## (6) 学力保障の取組(はちおうじっ子ミニマム)

基礎・基本の学力の確実な定着を図るため、はちおうじっ子ミニマムに計画的に取り組み、児童の理解度に応じて少人数指導・個別支援・反復練習を適切に行う。

## (7) 特色ある教育活動

## ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1) はちおうじっ子サミット、中学校合唱コンクールの参観、部活動への体験活動を通して児童・生徒の交流を図り、中学校への見通しをもたせるとともに、主体的に取り組む意欲を高める。
- (取組2) 小中合同研修会で、市の学力定着度調査、「はちおうじっ子ミニマム」の結果を分析・協議し、授業改善や9年間を見通した指導計画を立て、基礎・基本の定着を図る。
- (取組3) 「小中一貫教育の日」や「学校保健委員会」、「学校行事」等で小中の教職員が交流し、児童・生徒の諸情報の交換や課題解決の協議を対面とオンラインを組み合わせて実施し、理解を深め合う。
- (取組4) 青少年対策地区員会主催の「クリーンデー」「別所子ども祭り」等に積極的に参加させることで、地域への郷土愛や地域の一員としての自覚をもたせる。

## イ その他

- ① 別所中学校グループとして「情報活用能力系統表」を活用し、タイピングの方法やプレゼンテーション技能の向上を発達段階に応じて指導し、ICT活用の資質・能力を育成する。
- ② 小学校生活への円滑な接続をめざし、幼児期の遊びや生活経験を小学校教育につなげ、各教科等と関連づけた合科的・関連的な指導の充実を図る「保・幼・小の架け橋期のカリキュラム」を実施する。「保・幼・小連携の日」には児童の実態について情報交換を行い、児童が安心して学校生活を送れるような支援につなぐ。
- ③ 放課後子ども教室やはちビバ、青少年対策別所地区委員会をつなぐ学校コーディネーターや学校運営協議会委員と連携し、地域活動を行う。また、参加した児童の取組を見取り、評価につなげる

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	18	22	13	3	19	21	19	19	16	18	17	202
2	18	18	22	13	3	19	21	19	19	16	18	17	203
3	18	18	22	13	3	19	21	19	19	16	18	17	203
4	18	18	22	13	3	19	21	19	19	16	18	17	203
5	18	18	22	13	3	19	21	19	19	16	18	18	204
6	18	18	22	13	3	19	21	19	19	16	18	17	203
備 考	※夏季休業日は7月21日（火）から8月26日（水）とする。 ※都民の日10月1日（木）、開校記念日2月10日（水）は授業日とする。 ※第1学年は1学期の始業式に参加しないため、4月の授業日数が1日減。 ※第1学年から第4学年は卒業式に出席しないため、3月の授業日数が1日減。 ※第6学年は修了式に出席しないため、3月の授業日数が1日減。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表（1単位時間は、45分とする。）

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70 (10)	70 (10)	70 (10)	70 (10)
特別活動（学級活動）		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980 (10)	1015 (10)	1015 (10)	1015 (10)

学年		1	2	3	4	5	6
区分							
児童会活動	児童会集会活動	5 2/3	5	5	5	5	5 2/3
	委員会活動					11	11
クラブ活動					11	11	11
学校行事		35 1/3	37 2/3	38 2/3	40 1/3	63	70
学級・学年裁量の時間		36 1/3	19 1/3	7 1/3	5 1/3	6 1/3	2 1/3

- イ 1 単位時間
- ・クラブ活動の1 単位時間は45分とする。
  - ・火曜日の6 校時にクラブ活動（第4 学年・第5 学年・第6 学年）45分を11回、委員会活動を11回実施する。

- ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて
- ・短い時間を活用した教科等指導を全学年で実施する。

【増加時数内訳】

- 第1 学年 13時間  
 金曜日 8 時25分から8 時40分まで 教科：国語 時数 15分 × 39回
- 第2 学年 14時間  
 金曜日 8 時25分から8 時40分まで 教科：国語 時数 15分 × 42回
- 第3 学年 14時間  
 金曜日 8 時25分から8 時40分まで 教科：国語 時数 15分 × 42回
- 第4 学年 14時間  
 金曜日 8 時25分から8 時40分まで 教科：国語 時数 15分 × 42回
- 第5 学年 31時間  
 月曜日 2 時25分から2 時40分まで 教科：総合的な学習の時間 時数 15分 × 30回 10時間  
 金曜日 8 時25分から8 時40分まで 教科：国語 時数 15分 × 42回 14時間  
 クラブのない火曜日 6 時間目 2 時間  
 八ヶ岳移動教室 2 時間  
 運動会係活動 2 時間  
 作品展会場片付け 1 時間
- 第6 学年 32時間  
 月曜日 2 時25分から2 時40分まで 教科：総合的な学習の時間 時数 15分 × 30回 10時間  
 金曜日 8 時25分から8 時40分まで 教科：国語 時数 15分 × 42回 14時間  
 クラブのない火曜日 6 時間目 2 時間  
 日光移動教室 3 時間  
 運動会係活動 2 時間  
 作品展会場準備 1 時間

- エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容
- ・総合的な学習の時間
    - 第3 学年 はちおうじが「桑都」とよばれるひみつをさぐるう 10時間
    - 第4 学年 はちおうじで受け継がれている伝統文化やお祭りを調べよう 10時間
    - 第5 学年 稲作プロジェクト～はちおうじの豊かな自然や環境について調べよう～ 10時間
    - 第6 学年 はちおうじの歴史について調べよう 10時間

- オ 授業時数に位置付けない教育活動
- ・毎週火曜日 8 時25分から8 時35分までは朝学習を行い漢字・計算など基礎的な学習の時間に充てる。
  - ・毎週水曜日 8 時25分から8 時35分までは保護者による読み聞かせ、または朝読書を行う。
  - ・月1 回（年11回、1 回20分程度）放課後の補習学習を行う。
  - ・長期休業中において算数の補習教室を実施する

カ その他